

# 横須賀市報

第 1923 号

|     |     |                       |
|-----|-----|-----------------------|
| 発行日 | 発行所 | 横須賀市小川町11番地<br>横須賀市役所 |
| 毎月  | 編集兼 | 横須賀市長                 |
| 10日 | 発行人 | 上地克明                  |
| 25日 | 印刷所 | (有)宮村印刷所              |

## 目 次

| 条 例                         |       |
|-----------------------------|-------|
| ◇手数料条例中一部改正                 | 15595 |
| 告 示                         |       |
| ◇横須賀美術館の供用の休止について           | 〃     |
| ◇道路区域変更及び供用開始について           | 〃     |
| 公 告                         |       |
| ◇債権差押調書の公示送達                | 〃     |
| ◇配当計算書の公示送達                 | 〃     |
| ◇開発行為の工事完了について              | 〃     |
| ◇市民税・県民税・森林環境税ほか3件の督促状の公示送達 | 15596 |
| ◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達   | 〃     |
| ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について        | 〃     |
| 上下水道局告示                     |       |
| ◇指定給水装置工事事業者の指定について         | 〃     |
| ◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について      | 〃     |
| 教育委員会告示                     |       |
| ◇教育委員会定例会の招集について            | 〃     |
| 農業委員会告示                     |       |
| ◇農業委員会総会の招集について             | 15597 |
| 正 誤                         |       |

## 条 例

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和 7 年10月31日  
横須賀市長 上 地 克 明

### 横須賀市条例第63号 (令和 7 年10月31日) 掲 示 済

手数料条例の一部を改正する条例  
手数料条例(平成12年横須賀市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。  
別表第 7 第 1 項第42号中「第 137 条の12第 6 項」を「第 137 条の12第11項」に改め、同項第43号中「第 137 条の12第 7 項」を「第 137 条の12第12項」に改める。  
附 則  
この条例は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

## 告 示

### 横須賀市告示第 201 号 (令和 7 年11月 4 日) 掲 示 済

横須賀美術館(駐車場を除く。)は、改修工事のため、令和 7 年11月 4 日から当分の間、供用を休止します。  
令和 7 年11月 4 日  
横須賀市長 上 地 克 明

### 横須賀市告示第 202 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 7 年11月10日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 7 年11月10日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                         | 敷地の幅員             | 延 長          |
|-------|-----|---------------------------------------------|-------------------|--------------|
| 6,736 | 旧   | 佐原 3 丁目1212番の 1 地先から<br>佐原 3 丁目1212番の28地先まで | メートル<br>5.2 ～ 8.0 | メートル<br>20.9 |
|       | 新   | 佐原 3 丁目1212番の 1 地先から<br>佐原 3 丁目1212番の28地先まで | 4.2 ～ 8.0         | 21.0         |

## 公 告

### 横須賀市公告第 201 号 (令和 7 年10月28日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第 226 号)第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年10月28日  
横須賀市長 上 地 克 明  
(別紙略)

### 横須賀市公告第 202 号 (令和 7 年10月28日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計

算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第 226 号)第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年10月28日  
横須賀市長 上 地 克 明  
(別紙略)

### 横須賀市公告第 203 号 (令和 7 年10月31日) 掲 示 済

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
令和 7 年10月31日  
横須賀市長 上 地 克 明

|                            |                          |                                |                                    |
|----------------------------|--------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号   | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号  | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名 |
| 令和 7 年 4 月30日<br>令 6 開第15号 | 令和 7 年10月22日<br>令 7 第14号 | 横須賀市長井 6 丁目5318番 1             | 東京都目黒区八雲 4 丁目 3 番13号<br>太 田 理 加    |

横須賀市公告第 204 号 (令和 7 年11月 4 日)  
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年11月 4 日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 税 目                                   | 期 別     | 発 付 年 月 日     |
|---------|---------------------------------------|---------|---------------|
| 令和 6 年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>森 林 環 境 税<br>(普通徴収) | 第 2 期 分 | 令和 7 年10月15日  |
|         |                                       | 第 3 期 分 | 令和 7 年10月15日  |
|         |                                       | 第 4 期 分 | 令和 7 年10月15日  |
|         |                                       | 7 月随時分  | 令和 7 年10月15日  |
| 令和 7 年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>森 林 環 境 税<br>(普通徴収) | 第 1 期 分 | 令和 7 年 7 月29日 |
|         |                                       | 第 2 期 分 | 令和 7 年 9 月16日 |
|         |                                       |         | 令和 7 年 9 月29日 |
|         |                                       |         | 令和 7 年 9 月30日 |
|         |                                       | 7 月随時分  | 令和 7 年 8 月28日 |
|         | 固定資産税<br>都市計画税                        | 第 2 期 分 | 令和 7 年 8 月28日 |
|         | 軽自動車税<br>(種別割)                        | 全 期 分   | 令和 7 年 6 月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 205 号 (令和 7 年11月 4 日)  
掲 示 済

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代 表 者 名 | 所 在 地                   | 指定年月日            | 有効期限            |
|------|------------|---------|-------------------------|------------------|-----------------|
| 693  | ホーム住設      | 角 田 嗣登志 | 横須賀市東逸見町 3 丁目14番地<br>61 | 令和 7 年<br>10月14日 | 令和12年<br>10月13日 |

横須賀市上下水道局告示第47号

水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新しました。

令和 7 年11月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名  | 代 表 者 名 | 所 在 地                               | 更新された指定の有効期限                    |
|------|-------------|---------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 573  | 株式会社ライフエナジー | 鈴 木 裕 一 | 東京都千代田区平河町一丁目 6 番<br>15号 U S ビル 8 階 | 令和 7 年10月13日から<br>令和12年10月12日まで |

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第12号 (令和 7 年10月20日)  
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和 7 年10月20日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

- 日時 令和 7 年10月23日午後 2 時
- 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 会議に付議すべき事項  
(1) 令和 8 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について

(2) 令和 8 年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科  
の幼児及び生徒募集要項制定について

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第11号 (令和 7 年11月 4 日)  
掲 示 済)

令和 7 年第11回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集し  
ます。

令和 7 年11月 4 日

横須賀市農業委員会  
会長 岩 澤 健 和

- 1 日時 令和 7 年11月10日午後 3 時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用  
集積等促進計画について
  - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達に  
ついて
  - (4) 非農地証明申請について
  - (5) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出につい  
て
  - (6) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出につい  
て

正 誤

令和 7 年 7 月10日付け横須賀市報第1915号 15537 ページ右欄  
下から 9 行目中

「◇横須賀市議会議員補欠選挙における候補者届出書記載事  
項の異動の届出について……………」  
(横須賀市議会議員補欠選挙選挙長公告)

〃 は「(横須賀市議会議員補欠選挙選挙長公告)  
」  
」の誤り